

北星学園大学 研究活動における不正行為等への対応に関する内規

第1章 総則

〔目的〕

第1条 この内規は、「北星学園大学 公的研究費の管理監査実施等に関する規程」に基づき北星学園大学、北星学園大学短期大学部（以下「本学」という）の研究活動における不正行為及び不正使用（以下「不正行為等」という）への対応に関し必要な事項を定める。

〔不正行為等の定義〕

第2条 この内規において「不正行為等」とは、本学の教育職員及び事務職員による行為のうち、次の各号に定めるものをいう。

- 1 法令及び本学の学則その他の規程に反した不適正な研究費の受給、管理及び執行等の研究費の不正使用
- 2 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務の懈怠により、存在しないデータ又は研究成果等を作成する捏造行為
- 3 他の研究アイデア、資料、分析・解析方法、研究成果、論文又は用語の使用に関して、当該研究者の承諾又は適切な表記なしにこれを流用する盗用行為
- 4 研究成果の二重投稿又は不適切なオーサーシップ等の不正行為

〔管理及び運営体制〕

第3条 北星学園大学全学危機管理委員会（以下「委員会」という）は、不正行為等を防止するとともに、不正行為等があった場合に適切な措置を講ずる責務を負う。

第2章 不正行為等の相談・通報

〔相談・通報〕

第4条 不正行為等に該当するかどうかの確認又は助言を求めるものを「相談」として、不正行為等の事実について告発するものを「通報」として取り扱うものとする。

- Ⅱ 通報は、原則として顕名によるものとし、不正行為等を行った者の氏名、不正行為等の内容及び不正行為等と判断する合理的根拠を明示しなければならない。ただし、匿名の通報であっても、その内容から顕名による通報とみなすことのできる場合には、顕名の通報として取り扱うことができる。
- Ⅲ 報道、学会等の学術団体及び会計検査院等による不正行為等の指摘は、通報に準じたものとして取り扱うものとする。

〔通報の取扱い〕

第5条 不正行為等と疑われる事実を認知した者は、当該事実に関して事務管理責任者である研究支援課長に直ちに通報しなければならない。

- Ⅱ 前項の通報を受けた研究支援課長は、現状及び関係書類を保全するため、事務局長及び担当課長（総務人事課長及び財務課長）に直ちに連絡するものとする。
- Ⅲ 通報に関して確認を要する事項がある場合には、総務人事課長、財務課長及び研究支援課長は、事務局長の命を受け、通報者その他の関係者と面談を行うものとする。

IV 通報に関する組織対応報告書は、総務人事課長及び研究支援課長が作成する。

[通報者の協力義務等]

第6条 研究支援課長は、通報者に対して、調査に協力を求める場合があること、また調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明したときには、通報者の氏名の公表又は懲戒その他の処分が課される場合があることを通報の受付時に告知するものとする。

II 通報者は、悪意に基づく通報である場合を除き、単に通報したことを理由に解雇、降格、減給その他の不利益な取扱いを受けない。

III 通報に関して知りうる地位にある者は、当該調査結果が公表されるまで、その内容、通報者及び通報対象者の氏名並びに相談・通報に関するその他の事項についてみだりに公表してはならない。

第3章 不正行為等の調査手続

[予備調査]

第7条 委員会は、通報により不正行為等の疑いがあると判断した場合には、本調査を開始する前に予備調査を行うことができる。

II 予備調査は、総合研究センター長、事務局長、総務人事課長、財務課長及び研究支援課長が行うものとする。予備調査は、総合研究センター長が総括するものとする。なお、予備調査の対象者は、当該予備調査に関与することはできない。

III 予備調査の実施にあたっては、通報者及び調査対象者が部外者に特定されることのないよう関係書類を適切に管理するとともに、調査の方法に十分配慮しなければならない。

IV 総合研究センター長は、予備調査の結果、不正行為等に該当する行為があったと判断できる場合には、委員会にその旨報告し、調査委員会の設置及び不正行為等の調査・解決を求めるものとする。

V 委員会は、予備調査の結果を通報者及び調査対象者に通知するものとする。通報者及び調査対象者は、結果の通知後10日以内に、調査の結果に関して異議申立てを行うことができる。ただし、異議申立ては、1回限りとする。

VI 委員会は、前項の異議申立てに理由があると判断した場合は、調査実施の可否について再考し、必要と判断した場合には、再度予備調査を行うものとする。

VII 委員会は、予備調査に関する関係書類を保全するとともに、通報者及び関係する配分機関等から開示・閲覧の請求があった場合には、その求めに応じるものとする。

[本調査の要否]

第8条 委員会は、通報により不正行為等の疑いが明らかになったとき、又は前条の予備調査の結果の報告を受けたときから30日以内に、通報の内容に関する合理性を審査し、本調査の実施の要否を判断するものとする。

II 委員会は、本調査を実施しないことを決定した場合には、その旨を理由とともに通報者、調査対象者及び関係配分機関に報告するものとする。

[調査委員会の設置]

第9条 委員会は、通報又は予備調査の報告の内容を審査し、不正行為等を疑う相当の理由があると判断した場合には、調査委員会を設置するものとする。

II 委員会は、調査委員会の設置を決定した場合には、本調査を実施する旨通報者及び調査対象者に通知するものとする。調査対象者が学外の機関に所属している場合には、当該所属機関に

通知するとともに、調査実施体制等について協議するものとする。

- Ⅲ 委員会は、調査の対象が学外の配分機関に関係する場合には、当該配分機関及び所管する機関に対して、当該配分機関の関連規則等に従い本調査を実施することを速やかに通知するとともに、調査の方針、対象及び方法等に関して報告及び協議するものとする。

〔調査委員会の構成〕

第10条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 1 副学長（調査統括責任者）
 - 2 総合研究センター長
 - 3 学部長及び短期大学部長のうちから委員会によって指名された者
 - 4 事務局長（調査実務責任者）
 - 5 委員会によって選任された学外の有識者（弁護士、公認会計士、他大学の研究者等）
- Ⅱ 調査委員の過半数は、本学に属さない第三者をもって構成する。調査委員は、通報者、調査対象者及び関係配分機関と直接の利害関係を有しない者とする。
- Ⅲ 委員会は、調査委員の氏名及び所属等を通報者及び調査対象者に通知するものとする。
- Ⅳ 研究支援課長は、事務管理責任者として調査委員会に陪席する。

〔調査委員に関する異議申立て〕

第11条 通報者及び調査対象者は、前条の通知の後10日以内に、調査委員会の構成等に関して委員会に異議申立てをすることができる。ただし、異議申立ては、1回限りとする。

- Ⅱ 委員会は、前項の異議申立てに相当の理由があると判断したときは、調査委員の交代その他の必要な措置を講ずるものとする。当該措置の内容について、通報者及び調査対象者に通知するものとする。

〔調査の実施〕

第12条 調査委員会は、不正行為等の有無を調査するために通報者、調査対象者その他関係者に対して証言、関係書類の提出その他調査に必要な事項を命ずることができる。

- Ⅱ 調査委員会は、調査対象者に弁明の機会を与えなければならない。
- Ⅲ 調査委員会は、必要があると判断した場合には、調査の対象に不正行為等が通報の対象となった研究活動のほか、これと関連するその他の研究活動を含めることができる。
- Ⅳ 調査委員会は、必要があると判断した場合には、調査対象者に対して関係する研究費の使用禁止を命ずることができる。
- Ⅴ 調査委員会は、調査結果の公表まで、通報者、調査対象者、通報内容、調査内容、データ、論文等の研究成果及び技術上秘密とすべき情報等が、調査の過程において必要な範囲を超えて外部に漏えいすることのないよう調査関係者に対して秘密保持を徹底させるものとする。
- Ⅵ 調査委員会は、不正行為等の認定にあたっては、調査対象者の自認を唯一の証拠としてはならず、客観的証拠、科学的論拠、関係書類、証言、調査対象者の自認その他の証拠に基づき総合的に判断しなければならない。
- Ⅶ 調査委員会は、調査終了後、調査結果を委員会に速やかに報告するものとする。なお、調査委員会は、通報を受理した日から210日以内に必要な調査を終えなければならない。

〔不正行為等の確定及び通知〕

第13条 委員会は、調査委員会の報告に基づき不正行為等の有無について審議するとともに、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 1 不正行為等に該当すると判断した場合、不正行為等の内容、それに関与した者及び関与

の程度並びに当該研究活動において果たした役割等

- 2 不正行為等に該当しないと判断した場合には、告発の妥当性、告発者の悪意及び処分等
- II 委員会は、調査委員会の調査結果に基づき不正行為等があったと判断した場合、調査対象者への面談・調査を実施した上で、不正行為等の有無及び内容、それに関与した者及び関与の程度並びに不正使用の場合にはその相当額等について最終的に確定するものとする。なお、委員会は、本調査の開始から150日以内に不正行為等の有無を確定しなければならない。
- III 委員会は、確定した結果を直ちに関係配分機関等に報告しなければならない。また、調査委員会の調査結果及び委員会の確定した結果を通報者及び調査対象者に速やかに通知するものとする。調査対象者が本学以外の機関に所属している場合には、その所属機関に通知するものとする。

〔調査結果及び確定結果への異議申立て〕

- 第14条** 調査委員会の調査結果又は委員会が確定した結果に異議のある調査対象者及び悪意ある通報とされた通報者は、前条の通知を受けた日から20日以内に委員会に異議申立てをすることができる。ただし、異議申立ては、1回限りとする。委員会は、調査対象者から異議申立てがあった場合には、その旨通報者に通知するものとする。
- II 委員会は、調査委員会との協議の上、異議申立てに相当の理由があると判断した場合には、必要とされる範囲で調査委員の交代又は追加を行ったうえで、再調査等の必要な措置を講ずるものとする。
- III 調査委員会は、再調査が決定された場合には、その決定の日から20日以内に調査結果の見直しを行うかどうかを委員会に報告するものとする。また、再調査の決定の日から50日以内に必要な再調査を行い、その調査結果を委員会に報告するものとする。ただし、悪意ある通報とされた通報者からの異議申立てについては、原則として30日以内とする。
- IV 委員会は、異議申立ての内容、それに対する委員会の決定、再調査を開始した場合の調査結果等を関係配分機関等に報告するものとする。

第4章 不正行為等に対する対応

〔調査の報告〕

- 第15条** 委員会は、原則として通報を受理した日から210日以内に、調査委員会の調査結果、委員会が確定した結果、不正行為等の発生要因、それに関与した者が関わる他の公的研究費等に係る管理・監査体制、再発防止計画その他必要な事項を記載した最終報告書を配分機関等に提出するものとする。
- II 委員会は、前項の期限までに調査が完了しない場合には、調査の中間報告を配分機関等に提出するものとする。また、調査が継続している場合であっても、不正行為等が部分的に確認されたときには、当該不正行為等を速やかに確定し、配分機関等に報告するものとする。
- III 委員会は、配分機関等の要請があった場合又は社会に与える影響が重大である判断した場合には、調査委員会による調査が終了する前であっても、調査の進捗状況等を公表するとともに、調査の中間報告を行うことができる。
- IV 配分機関等から調査に係る資料の提出・閲覧又は現地調査の要請があった場合には、調査への支障その他正当な事由がある場合を除き、これに応じるものとする。

〔公表及び処分等〕

- 第16条** 委員会は、不正行為等の内容、関与の程度、関与した者の動機、その発生要因その他の事情を総合的に考慮し、特に悪質性が強いと判断し、関与した者に対する懲戒処分等が相当である

と判断した場合には、「北星学園職員の懲戒に関する取扱要領」及び「北星学園懲戒処分の基準」に従って処分を学園理事会に上申するものとする。

- II 委員会は、不正行為等の事実を確定した場合には、当該不正行為等に関与した者の氏名及び所属、不正の内容、処分の内容、調査・確定に関与した者の氏名及び所属並びに調査方法等を公表するものとする。
- III 委員会は、不正行為等に該当しないと判断した場合には、原則として調査結果を公表しない。ただし、報告前に調査内容が外部に漏えいしていた場合、又は論文等に過失等による誤りがあった場合には、必要な限りで調査結果を公表するものとする。
- IV 委員会は、配分機関等から不正行為等に係る研究費の全部又は一部の返還を求められた場合には、その全部又は一部を当該不正行為に関与した者に返還を求めることができる。
- V 委員会は、不正行為等と確定された行為に係る機器備品の購入及び工事の発注等に対する取扱いについては、別途必要な対応策を講ずることができる。また、研究費の私的流用等、特に悪質であると認められる不正行為等については、刑事告発その他の法的な手段を講ずることができる。

[コンプライアンスの徹底]

- 第17条** 委員会は、学内においてコンプライアンス教育を適宜実施し、公的研究費の不正行為等、管理体制の不備、管理の条件の不履行又は不正行為の調査の遅滞等を国の関係機関から指摘された場合には、配分された公的研究費の返還、削減、停止その他の処分を受ける可能性があることを教育職員及び事務職員に周知させるものとする。
- II コンプライアンス推進責任者は、調査の対象となった不正行為等（調査の結果、不正行為等に該当しないとされたものを含む）に対する本学の対応について事後に検証するとともに、適宜再発防止計画を策定及び見直すものとする。

[守秘義務]

- 第18条** 予備調査及び本調査の委員並びに相談・通報の処理等に関与した者は、職務上知り得た事項を外部に漏らしてはならない。退職後も同様とする。

附 則

この内規は2016年4月1日から施行する。